

その他情報



道路・水路

問 市役所管理課 ☎23-5129／土木課 ☎23-8242

◆各地域自治センター

☎丸子 地域建設課 ☎42-1032

☎真田 地域建設課 ☎72-4331

☎武石 地域建設課 ☎85-2793

●道路、水路との境界確認

市が管理する道路、水路に接した土地に塀を建てる、土地を売買する、土地を分筆する等の際は、事前に道路や水路との境界確認（立会い）をお願いします。

●道路に穴があいていたり、水路の蓋が壊れているとき

市では随時道路パトロールを行い、道水路の危険箇所の発見に努めていますが、事故の未然防止のため、危険箇所を発見された時は、市役所土木課、管理課または各地域自治センター担当課に連絡をお願いします。

●道路を使用したり掘削するとき

道路内に一時的に工事用の足場を設置する場合、排水管等を布設する際に掘削する場合などは許可が必要です。

●道路を通行止めにするとき

市が管理する道路に排水管を布設するための工事や自治会の祭り等で道路を通行止めにする場合は市、警察署の許可と消防署への届出が必要です。

●水路や道路側溝に蓋をかけて出入に使用するとき

水路や道路側溝に蓋をかけて出入に使用するときには許可が必要です。構造についてはご相談ください。

●道路や水路を個人で改修するとき

個人の都合で歩道・縁石の切り下げ、道路側溝・水路改修、ガードレールの撤去等を行う場合は、許可が必要です。構造についてはご相談ください。

●生活道路や水路等の清掃、除草

生活道路、里道や水路の清掃、除草や樹木の害虫駆除等は、身近な地域の皆さんのご協力をお願いします。

●道路や水路に個人名義の土地が残っている場合

市が管理する道路や水路に個人名義の土地が残されている場合は、ご相談ください。

●使用されていない里道や水路等を譲り受けたいとき

自分の土地に隣接している使用されていない里道や水路等の譲渡を希望される場合はご相談ください。

土地情報・土地取引

問 市役所管理課 ☎23-5129

都市計画図の販売 ☎23-5125

地籍調査 座標値の閲覧及び交付、
基準杭の移設及び撤去 ☎71-6927

◆各地域自治センター

☎丸子 地域建設課 ☎42-1032

☎真田 地域建設課 ☎72-4331

☎武石 地域建設課 ☎85-2793

●土地情報

インターネットで地価公示価格や不動産取引価格がご覧になれます。

・不動産情報ライブラリ

<https://www.reinfolib.mlit.go.jp/>

●届出が必要な土地取引

都市計画施設の区域内にある土地で、100平方メートル以上の土地取引を行う場合などは、届出が必要になります。

届出が必要な土地取引かどうかは、事前に管理課までお問い合わせください。

●都市計画図の販売

・都市計画図（1/25,000、1/10,000）

・上田市基本図（1/2,500）

・上田市全図（1/100,000、1/50,000、1/10,000）

・上田地区中心部、丸子地区中心部（1/20,000）

●地籍調査 座標値の閲覧及び交付、基準杭の移設及び撤去

・座標値の閲覧及び交付：1筆あたり300円

基準杭の移設及び撤去を行う場合は、事前に届出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

●市有地の売却物件情報

問 市役所財産活用課 ☎23-5114

市有地の売却物件情報については、市ホームページ市政情報の行財政の公売・公金の「市有財産の売却物件一覧」または「一般競争入札のお知らせ」をご覧ください。か、財産活用課までお問い合わせください。

●土地開発公社の売却物件情報

問 上田市土地開発公社 ☎22-3415

売却時に、市のホームページ等にてお知らせします。

詳しくは上田市土地開発公社までお問い合わせください。

広告

造園工事

P49 D-1

心安らく庭づくり

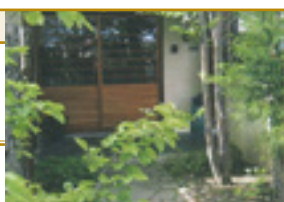
有限会社藤本エクステリア

庭木のことは樹木医のいる当社へご相談下さい。適切な診断・治療を行います。
●造園 ●樹木治療 ●ガーデニング ●テラス ●ウッドデッキ
●門 ●塀 ●カーポート 他

■上田市上田3086-10

■TEL:0268-25-3205 ■FAX:0268-21-8488

■代表取締役 後藤 正直



都市計画・景観

問 市役所都市計画課 ☎23-5134 / ☎23-5127

●都市計画道路・用途地域

都市計画道路や用途地域に関することについては、お問い合わせください。

●開発行為をするとき

一定規模以上の宅地造成等を実施しようとする場合は、あらかじめ届出が必要となりますので、事前にご相談ください。

●土地に自立した太陽光発電設備を設置するとき

土地に自立して設置する太陽光発電設備で、敷地面積が1000平方メートル以上、かつ、発電出力50キロワット以上の施設は、あらかじめ届出が必要な開発行為となりますので、事前にご相談ください。

●景観法・市景観条例に基づく行為の届出

良好な景観形成のため、景観計画において地域ごとに景観形成基準を定めています。建築物の建築や工作物の建設、開発行為等の景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為については、届出が必要となりますので、事前にご相談ください。

●屋外広告物を設置するとき

設置場所や表示する面積、色使いについて規制があります。許可や届出が必要な場合や、設置が禁止されている地域もありますので、事前にご相談ください。

●生垣の補助

通り抜けのできる公道に面して連続して5m以上の生垣を設置する際、着工前に申請し要件を満たしている場合に一定の補助金を交付します。

農地と農業経営

問 農業委員会事務局 ☎23-5466

◆各地域自治センターの農業委員会地域事務所

☎丸子 ☎42-1037

☎真田 ☎72-4330

☎武石 ☎85-2828

●農地の売買

農地を売買・贈与する場合や農地を農地以外の用途に転用する場合には、事前に農業委員会による許可が必要となります。また、農地を相続した場合も、農業委員会へ届出する必要があります。

●農地の貸借

農業経営規模の縮小や拡大をしたい場合は、農地中間管理機構と相談し、安心して農地の貸し借りができるようお手伝いをします。なお、賃貸借の契約期間中、途中解約をする場合は届出が必要となります。

●農地関係の諸証明

競売・公売により農地を買う場合の適格者証明、相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明、農地の地目変更に必要な証明等を発行しております。

●農業者年金

農業者年金は、国民年金の保険料を納めている方で、農業に従事する方なら広く加入できる制度です。保険料の額を自由に決めことができ、税制上の優遇措置や一定の要件を備えた意欲ある担い手には、国の補助があります。年金加入の相談を受け付けています。

●農地相談

農地の権利移動、転用、農地の利用関係の調整など農地に関する各種相談を行っております。

広告

税理士事務所

P45 E-2

会社の発展をサポートし経営者の皆様の悩みを解決する

矢野実税理士事務所

会計処理基準に準拠した会計処理ソフトによる自計化を推進し、会計記録の適法性、適時性、正確性を確保するため巡回監査を実施しています。日々研鑽を絶やすことなく税理士業務に当たっております。

■上田市常田3-12-3

TEL: 0268-29-7557 FAX: 0268-22-1155

■営業時間 / 9:00~18:00 ■定休日 / 日曜、祝日 ■URL: <http://yano-office.tkcfn.com/>
■E-mail: yano.jimusho.2004@tkcfn.or.jp ■関東信越税理士会上田支部所属 P あり(6台)



森林・野生動物

問 市役所森林整備課 ☎23-5124

◆各地域自治センター

☎丸子 産業観光課 ☎42-1037

☎真田 産業観光課 ☎72-4330

☎武石 産業観光課 ☎85-2828

●森林の土地所有者変更

森林の土地の所有者になった場合（売買、相続、贈与、法人の合併等）は届出が必要です。

●伐採の届出

森林の伐採を行う場合、90日から30日前までの届出が必要です。

●野生動物の相談

鳥獣被害防止施設設置補助金、侵入防止柵資材の自治会等への原材料支給、捕獲対策等。

商工業

問 市役所商工課 ☎23-5395

◆各地域自治センター

☎丸子 産業観光課 ☎42-1047

☎真田 産業観光課 ☎72-4330

☎武石 産業観光課 ☎85-2828

●中心市街地の活性化

商店街振興、中心市街地活性化について

問 上田地域 市街地商業活性化担当

☎23-5395／FAX23-5246

問 丸子地域 丸子地域自治センター産業観光課

☎42-1047／FAX42-3222

●創業・起業の相談

創業支援事業や女性向け創業スクールなどについて

●空き工場などの情報

●コワーキング施設などの情報

問 産業企画担当 ☎23-5395

●産学官の連携支援・新技術等の開発支援

信州大学繊維学部内にある産学官連携支援施設(AREC)での大学と企業の共同開発研究、新技術等の開発に対する助成制度などについて

問 次世代産業支援担当 ☎23-5396

●中小企業融資制度のあっせん

●商業振興・ブランディング支援

問 商工振興担当 ☎23-5395

☎丸子 産業観光課 ☎42-1047

☎真田 産業観光課 ☎72-4330

☎武石 産業観光課 ☎85-2828

勤労者福祉

問 市役所地域雇用推進課（勤労者福祉センター内）

☎26-6023

◆各地域自治センター

☎丸子 産業観光課 ☎42-1047

☎真田 産業観光課 ☎72-4330

☎武石 産業観光課 ☎85-2828

●勤労者互助会

問 地域雇用推進課 ☎26-6023

勤労者互助会は、中小規模事業所の従業員と事業主の福祉向上を図るための組織で、共済金給付事業、福利厚生事業などを実施しています。会費は1人月額300円、入会費100円（初回のみ）です。

●勤労者への融資制度

問 長野県労働金庫 ローンセンター上田

☎29-8800

勤労者の生活の安定と福祉向上を図るため、労働金庫と協調し資金融資を行っています。

●勤労者のための施設

問 各施設

勤労者の福祉向上のための施設として、上田市勤労者福祉センター（☎24-7363）、上田市共同福祉施設（サンワーク上田）（☎38-9000）、上田市市民プラザ・ゆう（☎27-2988）があります。

広告

労働組合・労働相談

P38 C-3

労働のことで困ったら

連合長野上小地域協議会

連合は働く人の味方です。
あなたの抱える問題にあなたと一緒に向き合います。

■〒386-0012 上田市中央4-9-1

■TEL:0268-25-0500 ■FAX:0268-75-8500 ■労働相談 ☎:0120-154-052

■営業時間／9:00～16:00 ■定休日／土曜、日曜、祝日

■URL:http://www.rengo-nagano.jp/ ■E-mail:joshonagano@nagano.jtuc-rengo.jp あり